

## 三島市訪問型サービス A（短期生活援助）事業実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、一時的に日常生活の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、三島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条に規定する訪問型サービス A（短期生活援助）（以下、「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この事業の対象者は、介護保険法に規定する事業対象者であって、単身者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯等に属しており、傷病等により一時的に日常生活の援助が必要なものとする。ただし、第1号訪問事業および第1号通所事業を利用しているもの及び利用の申請の1年以内に第1号訪問事業および第1号通所事業を利用したものを除く。

- 2 前項の「高齢者のみの世帯」とは、対象者以外の高齢者が介護認定等を受けているなど虚弱な高齢者を有する高齢者のみの世帯とする。
- 3 第1項の「これに準ずる世帯」とは、子が障害者等であるものと同居している高齢者世帯とする。

### （実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、三島市とする。ただし、事業の一部を第1号訪問事業事業者（以下、「委託先」という。）に委託して行うものとする。

### （事業の内容）

第4条 この事業の内容は、平成12年3月17日付け厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長発老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2生活援助に関する業務のうち、次に掲げるものとし、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントにおいて作成するケアプランにしたがって進める。

- （1）外出時の援助（例：買い物や通院の付き添い）
- （2）食材の確保（例：宅配の手配、食材の買い物）、
- （3）寝具類等大きな物の洗濯・日干し、クリーニングに出す洗濯物の搬出入
- （4）主に使用する部屋の整理・整頓
- （5）その他対象者の生活状況調査により必要と認められるもの

### （利用の申請）

第5条 この事業を利用しようとする者は、訪問型サービス A（短期生活援助）事業利用申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### （利用の期間・時間）

第6条 この事業が利用できる期間は3ヶ月以内とし、継続利用はできないものとする。

- 2 利用時間は1回1時間以内、利用回数は12回までを限度とする。但し介護予防ケアマ

ネジメントにより必要と認められる場合はこの限りでない。

(決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその状況を調査

し、対象者の生活状況を確認の上、利用の適否を決定する。

2 市長は、前項の決定をした時は、その内容を訪問型サービスA（短期生活援助）事業利  
用（開始・継続・却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請者から利用を辞退する旨の申し出があった時のほか、次の各号のいずれ  
かに該当する時は、事業の利用を廃止又は停止することができるものとする。

(1) 対象者が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホ  
ーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する  
有料老人ホーム（住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームを除く。）に入居し  
たとき。

(2) 対象者がこの事業を除く第1号訪問事業および第1号通所事業を利用したとき。

(3) 対象者が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定す  
る要支援認定を申請したとき。

(4) 対象者が病院又は診療所に入院したとき。

(5) 対象者が転出したとき。

(6) 対象者が死亡したとき。

(7) その他、派遣が適当でないと市長が認めるとき。

4 市長は、前項の決定をしたときは、訪問型サービスA（短期生活援助）事業利用（廃止・  
停止）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(委託先への通知)

第8条 市長は、事業の利用開始、変更、廃止または停止を決定したときは、訪問型サー  
ビスA（短期生活援助）事業委託書（様式第4号）または、訪問型サービスA（短期生  
活援助）事業利用（廃止・停止）決定通知書（様式第3号）により委託先に通知するも  
のとする。

(利用者負担額等)

第9条 利用者が負担する経費（以下「利用者負担額」という。）は、1回あたり利用料の  
1割の金額とする。

2 前項に定めるものほか、利用者から徴収することができる費用は、サービスにおい  
て提供される便宜のうち、買い物等の代金等、その利用者に負担させることが適当と認  
められる費用（以下「実費費用」という。）とする。

3 利用者は、利用者負担額及び実費費用を事業者に支払うものとする。

(経費等)

第9条 市は、事業者に対し、別に定める額を支払う。

2 事業者は、サービスを提供した場合、次に掲げる事項を月単位に明細書にまとめて、

市長に対し、当該経費を請求するものとする。

- (1) 利用者氏名
- (2) 利用者住所
- (3) 利用日時
- (4) 請求内訳

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。

(経費の返還)

第 10 条 事業者が偽りその他不正な手段によって、当該経費の支払を受けた場合は、市長は、当該経費の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第 11 条 市長は、必要と認めるときは、協力団体に対し報告を求め、調査することができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、三島市訪問型サービス A（短期生活援助）事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 訪問型サービス A (短期生活援助) 事業利用申請書

令和 年 月 日

三島市長 あて

申請者 住所  
氏名  
対象者との続柄 ( )  
電話番号

次により訪問型サービス A(短期生活援助) 事業を利用したいので、申し出ます。

対象者	氏名		住所	生年月日	
	住所	三島市			
世帯状況	1 単身世帯 2 高齢者のみの世帯 3 子等との同居世帯 *世帯員の状況・緊急連絡先は裏面に記入				
事業対象者の登録	1 登録済み 2 未登録				
第1号事業の利用状況	1 1年以内の利用なし 2 1年以内の利用あり 3 利用中				
利用を必要とする理由	1 病気 (病名: ) 2 ケガ (負傷部位: ) 3 その他 ( )				
身体状況・生活状況等					
希望する援助内容	1 外出の援助 2 食事・食材の確保 3 寝具類等の洗濯・日干し等 4 家屋内の整理・整頓 5 その他 ( )				
希望する利用期間・回数 (3ヶ月以内 12回まで。 1回1時間)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 週 回				

世帯員の状況 (対象者を除く)	氏 名	続柄	年齢	職 業	備考

  

緊急連絡先	氏 名	続柄	住 所

※申請時に以下の書類を添付してください。

- ・基本チェックリスト
- ・介護予防サービス計画作成・介護予防  
ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- ・被保険者証
- ・利用者基本情報
- ・介護予防サービス・支援計画表

事業対象者に登録されていない人のみ